

東大阪公市第 2891 号  
令和 3 年 12 月 21 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 田中 宏和 様  
河内地域協議会  
議長 鳥井 一雄 様  
東大阪地区協議会  
議長 田中 敬二 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育委員会  
教育長 土屋 宝土

### 要望書について（回答）

令和 3 年 10 月 5 日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【8項目】

##### (1) 就労支援施策の強化について

<継続>

##### ① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和 3 年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

《回答：労働雇用政策室》

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の支援対象者のうち、「不安定な就労状態にある者」については、合同企業説明会等の取組や、技能講習と企業実習を組み合わせた「モノづくり人材育成塾」の対象年齢を 49 歳まで引き上げることで支援しています。また、「長期にわたり無業の状態にある者」については、令和 2 年度から対象年齢が 49 歳に引き上げられた中河内地域若者サポートステーションの受

託団体に「若者自立支援援助事業」を委託し、一体的に事業を進めていただくことで支援しています。コロナ禍においてもおおむね計画通り事業実施できましたが、今後とも関係部門との連携を図りながら着実に支援を行ってまいります。

<継続>

## ②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

《回答：労働雇用政策室》

コロナ禍における労働環境の悪化に対しては、市内 2 か所の就労支援センターで、きめ細やかな寄り添い型の相談事業を実施し、ひとり親家庭の方をはじめとする就職困難者の就労を支援するとともに、就労支援の対象者や置かれている状況に合わせて、「地域就労支援事業」だけでなく、他の施策も含め、支援策を実施してまいります。「地域労働ネットワーク」等を通じて、関係機関との連携を強め、速やかに支援対象者を就労に繋ぐとともに、だれもが働きやすい社会を目指し、働き方改革や雇用環境の改善について啓発に努めてまいります。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

令和 3 年度は東大阪市立男女共同参画センター・イコーラムにて「女性のための起業入門セミナー」(4 回連続講座)、「女性のための女性社労士による労働相談」、「女性のための女性弁護士による法律相談」、「介護の職場で起こるハラスメントを防ぐ」等の事業を実施しました。今後も就職困難層や地域で働く女性に寄り添った事業を展開してまいります。

《回答：子ども家庭課》

ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るための「就業支援講習会」、職業能力開発の取組を支援する「母子・父子自立支援給付金制度」を周知し、利用してもらうことで、ひとり親家庭への就労支援、職業開発能力支援に繋げてまいります。

<継続>

### ③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。また、製造業など業務内容により、障がい者を雇用し難い中小企業も多くある。奨励金として支援を実施している市町村もあるが、安心・安全な職場環境・受入準備のためのさらなる支援を実施すること。

《回答：労働雇用政策室》

障害者の就労支援につきましては、市内2か所の地域就労支援センターでの就労支援を実施するとともに、障害者を対象とした就職面接会・就労啓発のための講演会「はたらく・くらすフォーラム」を開催しております。また、国の特定求職者雇用開発助成金の制度等を利用して障害者を雇用した市内の事業主に対しまして、障害者雇用奨励金を支給することで、雇用の促進を図っております。障害者の法定雇用率につきましては、これまでも改正があった場合、市の広報紙等で周知に努めてまいりましたが、さらに障害者の雇用の促進するために、府の改正ハートフル条例やその他の情報も含めて、法定雇用制度について周知に努めてまいります。

<継続>

### (2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市町村庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

女性活躍推進法に基づく推進計画の取組については、第3次東大阪市男女共同参画推進計画「東大阪 みらい 翔(はばたき)プラン」(2011-2010)に施策評価を行うことに引き続き、2021年度から2030年度までの10年間の計画期間として、第4次東大阪市男女共同参画推進計画を策定いたしました。市のホームページへの掲載、また本計画の概要版を作成し関係機関への配布を行いアピールに努めました。今後も市民に対してわかりやすい情報提供に努めてまいります。

### (3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

#### ①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

《回答：労働雇用政策室》

市内企業の大多数は中小企業であることから、「働き方改革関連法」や「改正労働施策総合推進法」の制度や趣旨、企業の義務等につきまして、引き続き周知に努めてまいります。また、「改正労働施策総合推進法」につきましては、労働者の責務も定められていることから、企業とその従業員、広く市民に分かりやすい周知に努めます。労働相談事業については、今後も相談員のスキルアップを図り的確な対応を行うとともに、事業の周知に努めてまいります。

<新規>

#### ②事業場のメンタルヘルス対策について

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って「心の健康づくり計画」の策定が義務付けられていることから、企業に対してのメンタルヘルス対策を推進、啓発していくこと。また、各市町村においてもメンタルヘルス対策を推進していくこと。

《回答：職員課》

本市職員のメンタルヘルス対策につきましては、労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施しており、集団分析結果を活用したラインケア研修や、高ストレス者を対象とした面接実施後のフォローアップ等についても強化してまいりました。新規採用職員に対しては、セルフケアの一環として、メンタルヘルス研修に加え、保健師による個別面接の実施に取り組んでおります。また、長時間勤務者に対しても、個別・集団支援を実施しております。今後も産業医、産業カウンセラー及び外部相談機関による職員相談事業を推進するとともに、メンタルヘルスマネジメントに関する教育研修を継続して実施することで、職員のメンタルヘルス対策の充実に努めてまいります。

<継続>

### ③外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

《回答：労働雇用政策室》

外国人技能実習制度や在留資格「特定技能」について、制度の概要や雇用に当たっての注意点、先進事例等につきまして、出入国管理局や外国人雇用サービスセンター、技能実習機構、監理団体、実際に外国人を雇用する企業等を講師に、市内企業向けのセミナーを開催し、関係法令の遵守についても周知を行っています。労働相談につきまして、従前より多文化共生情報プラザの通訳を通じて相談する事例がありましたが、今後も連携しながら相談機能を充実させてまいります。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

本市では国際交流を希望するボランティアが日本語を母語としない住民を対象として日本語を教えるための教室の開催をNPO 東大阪日本語教室に委託しております。また、外国人向けの相談窓口として、多文化共生情報プラザでは、ワクチン接種の接種券等の翻訳（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語）を行いました。外国人住民に対する適切な情報や相談場所に迅速に到達することができる一元的相談窓口として、情報提供及び収集業務や相談・案内業務を行っており、今後ともその機能の充実に努めます。

<継続>

### (4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

《回答：健康づくり課》

基礎疾患を抱えながら働く人への支援や啓発活動につきましては、がんと難病について取組を行っております。難病では、各保健センターで難病就労コーディネーターの協力を得て就労相談を実施しており、年に1度の更新申請の案内送付時にちらしを同封し周知しております。がんでは、がんの告知を受けた後に退職する人が4割にの

ぼることから、労働雇用政策室と連携し市内事業所へのファックス配信文に啓発記事を掲載したり、ケーブルテレビの広報番組で啓発のための特集コーナーを企画し放映したりしています。がん、難病以外の基礎疾患を抱えながら働く人については、相談があれば両立支援の相談窓口である大阪産業保健総合支援センターや厚生労働省のガイドライン等の情報提供を行うようにしております。今後も基礎疾患を抱えながら働く人が、周囲の理解のもと治療と仕事を両立していけるよう、関係機関と連携しながら啓発と支援に努めてまいります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策【7項目】

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

#### ① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

《回答：モノづくり支援室》

東大阪市では、モノづくり企業の現場を専門家が訪問して生産性を高める改善活動のアドバイスを行う事業を現在実施しています。モノづくり産業の維持・強化に向けた企業の改善活動に向け、今後も実施事業や支援策を検討してまいります。

<継続>

#### ② 若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心を持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

《回答：モノづくり支援室》

中高生を含めて若い人がモノづくりに関心を持てるような機会を提供するため、市内の工科高校と連携して人が集まるイベントの開催時に、モノづくり体験等を実施しています。また、市内中小企業で働く従業員が技術力等を高める支援として、東大阪市産業技術支援センターにおいて、モノづくり開発研究会における研修、技術相談員による技術指導の実施、(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構によるビジネスセミナー事業などを実施しているところです。また、大阪府職業能力開発協会では、技能五輪選手実演見学会など、技能五輪の参加に向けた支援を実施されておりますので、関連機関の支援内容について市内企業への情報提供に努めてまいります。

<継続>

### ③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

《回答：産業総務課》

現在、本市では大阪府による制度融資の取扱いを行っておりますが、その中のセーフティネット保証等の融資制度につきましては、市町村が発行する認定書が必要となることから、利用者が迅速に手続きできるよう引き続き努めてまいります。また、給付型の支援や、融資制度の一層の拡充につきましても、大阪府に要望してまいります。

<継続>

### ④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

《回答：産業総務課》

近年は大型の自然災害が頻発するようになり、新型コロナウイルス感染症による影響も長期化する中で、中小企業がBCPを策定しておくことは、非常に重要であると認識しております。引き続き、市政だよりやホームページなど各種媒体を通じた積極的な広報に努めるとともに、東大阪商工会議所とも連携し、策定率向上に向けた対策を検討してまいります。

<継続>

### (2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

《回答：産業総務課》

国が実施している下請かけこみ寺など、中小企業の取引適正化にかかる情報について、引き続き情報発信・周知に努めてまいります。また、産業総務課では、市役所本庁舎内に中小企業診断士による無料相談窓口を開設し、企業のニーズに合わせて窓口相談、電話相談、訪問相談を実施しており、相談体制の充実を図っているところです。

<継続>

(3) 公契約条例の制定について【総合評価制度導入市町村】

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

《回答：契約課》

建設工事・設計業務委託等の入札案件に最低制限価格を設定し、その他の人件費要素の多い委託契約についても、最低賃金確保など関係法令等を順守するよう各課に指導することにより、ダンピング受注の防止を継続して進めています。また、公契約条例等について他市等の動向をもとに研究してまいります。

<継続>

(4) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、用途の分野については、各市町村の地域活性化に資する運用となるよう適切な制度活用を促進すること。

《回答：企画課》

本市では現在ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなびの3サイトにてお礼品の掲載を行い、ふるさと納税を通じた市の魅力発信を図っているところです。今後掲載サイトの追加やWEBや雑誌での広告掲載等、寄附額の増額に向けたさまざまな取組を検討してまいります。寄附金の用途について、現在「ラグビーのまち東大阪基金」、「愛はぐくむ子どもスクラム基金」、「ふるさと創生基金」、「地域福祉基金」、「豊かな環境創造基金」、「新型コロナウイルス感染症対策応援基金」の6つの基金を設置し、ラグビーの普及・啓発や子どもの安全対策等のさまざまな施策へと活用しています。今後も市の地域活性化につながる実効的な施策への活用を進めてまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

#### (1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

《回答：地域包括ケア推進課》

地域包括ケアシステムの推進に向けて、介護サービスの提供体制の整備については、中学校区単位に設置されている高齢者生活支援等会議において、地域関係団体等とともに地域課題やニーズを把握し市の介護サービスの充実に取り組んでいるところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。また、高齢者生活支援等会議も含む地域ケア会議等により利用者等の意見を反映し、市民への情報の周知を適切に図れるよう取り組んでまいります。

<継続>

#### (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA 世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市町村としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

《回答：健康づくり課》

乳がん検診、子宮頸がん検診につきましては、乳がん検診は40歳以上女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性で、4月1日現在の年齢が偶数年の人または前年度未受診の人が受診対象者としております。AYA 世代における積極的な受診を促すための取組として20歳の女性に子宮頸がん検診無料クーポン券の送付を行っておりますが、若年世代からのがん教育について学校、大学等の教育機関や関係機関、関係団体と情報交換や意見交換を行いながら必要な取組について検討してまいります。第3期大阪府がん対策推進計画については、がんの一次予防、がん検診による早期発見、肝炎肝がん対策を中心に、新たな取組として治療と仕事の両立支援についての啓発や紹介、地域社会での理解の促進のための啓発活動を関係機関と連携して取り組んでまいります。「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健康行動を促進するツールとして、さまざまな啓発機会を活用して

広く周知していけるよう努めてまいります。

《回答：保険管理課》

現在、保険管理課にて本市国民健康保険に加入している 40 歳以上の方を対象に特定健診を実施しております。受診年齢の引き下げによる早期発見・早期取組は大変意義のあることとは思いますが、現状では特に生活習慣病といった健康リスクの高い 40 代、50 代の低受診率の解消を優先課題と考え、まずは当該世代の受診率向上に努めてまいります。若年世代におきましては、人間ドックの受診への更なる啓発を行ってまいります。「おおさか健活マイレージ（アスマイル）」につきましては、保険管理課の HP にて掲載し、本庁 1 階市政情報相談課や健康づくり課、保険管理課、保険料課、資格給付課の医療保険室 3 課、各行政サービスセンター等の窓口「健活 10」の周知も含めリーフレットやチラシを配置しております。その他、特定健診（集団検診）実施時のチラシ配布や特定健診受診券の発行及び再発行時、国民健康保険途中加入者への受診券発行時にも周知チラシを同封しております。今後も、引続き効果的な周知方法を検討し、市民の方々に広く PR を図ってまいります。

(3)医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024 年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

《回答：地域健康企画課》

医療従事者の確保については、大阪府が定める大阪府医療計画に基づき対応されており、それを基に地域の実態把握に努めているところです。保健所においては、病院等に対し医療法第 25 条に基づく立入検査を実施し、安全安心な医療が提供されているか、医療職の標準人員の確保も含め必要に応じ指導をしています。

<継続>

## ②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

《回答：地域健康企画課》

医療提供体制の整備については、大阪府医療計画(地域医療構想)、大阪府外来医療計画に基づき、地域の課題解決に向け、市内病院への情報提供と意見聴取や近隣市・関係医療機関との調整を図りながら取り組んでいるところです。地域の医療需要に沿った医療提供体制の構築を目指し取り組んでまいります。

## (4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

### ①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向け見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

《回答：高齢介護課》

介護人材の確保につきましては、介護サービスを安定的に提供するための重要課題と認識しております。「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、本市におきましても、大阪府や八尾市、柏原市等と連携し、就職フェアや就職相談会の開催などに取り組んでおります。また、介護人材の職場定着や労働環境の改善につきましては、厚生労働省により人材確保等支援助成金事業をおこなっておりますが、市としても有効な方策等を検討してまいりたいと考えております。

<継続>

## ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

《回答：地域包括ケア推進課》

市との連携・協力の下、地域の高齢者の総合相談窓口として、また地域ニーズの把握や社会資源創出のコーディネーターとして、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を十分果たせるよう取り組んでまいります。また、ヤングケアラーや介護者の離職防止対策など介護家族への支援をはじめ、一番身近な高齢者に関わる相談窓口として、市の広報をはじめ様々な機会を捉え、周知・広報に取り組んでまいります。

## (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

### ①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

《回答：施設指導課・施設利用相談課》

令和2年度に認定こども園の増築及び増改築を実施し、令和3年4月に合計70名の定員が増加しました。施設整備による定員の増加などにより、令和3年4月の待機児童はゼロになりました。また、保育施設の入所選考において点数制を採用し児童の利用調整を行っております。また多胎児の申込及び二園分離解消の申込につきましては、優先的に入所できるよう加点を行っております。今後は保育ニーズの動向に注視しながら、必要に応じて施設整備を実施してまいります。

<継続>

## ②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

《回答：施設給付課・施設指導課・保育課》

保育士の確保のために民間保育所等への市独自の補助事業を実施しており、引き続き財源の確保に努めてまいります。また、認可外保育施設の保育従事者に対する研修を年3回実施しており、公立保育所、公立幼保連携型認定こども園においても保育士の質の向上の為、研修拡充に努めてまいります。そして今後も保育士の労働条件等の職場環境の改善に向け、関係部局に働きかけてまいります。

《回答：教職員課》

幼稚園教諭の労働条件や職場環境の改善については、今後も関係部署と連携し、取り組んでまいります。

《回答：青少年教育課》

本市の留守家庭児童育成事業（放課後児童健全育成事業）については、「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業運営・管理業務委託仕様書」等に基づき事業運営を行っており、平成29年度から市独自の研修として「東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修」を実施し、放課後児童支援員の資質向上に努めてきました。こういった資質向上の取組にあわせて、放課後児童支援員の処遇改善、確保・定着を促すため、令和3年度の委託料の積算根拠の見直しを行い、予算を増額したところです。今後も放課後児童支援員の確保・定着については委託事業者から聞き取りを行い、必要な対応を検討していきます。

<継続>

## ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

《回答：施設給付課》

病児保育事業については、令和2年度より、市独自の「賃借料加算」の財政措置を実施し、今後も継続実施に努めてまいります。延長保育の実施については、引き続き財源の確保に努めてまいります。夜間保育及び休日保育の実施については、需要の把握に努めてまいります。令和3年度に、東大阪市が委託する病児保育施設を対象に、病児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの整備をするための費用に対する補助を実施しております。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

《回答：施設指導課》

企業主導型保育施設については、年一回立入調査及び巡回支援事業を行っており、基準に則った保育が行われているかを確認しております。企業主導型保育施設は、本市の子ども・子育て支援事業計画に記載しており、地域の重要な社会資源と位置付けております。先に記載した立入調査及び巡回支援事業により企業主導型保育施設の実施状況を把握し、指導等を行うことで保育の質の確保に努めております。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市（町村）における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

《回答：子ども家庭課》

ひとり親家庭への支援については本庁と各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し様々な相談に応じるとともに関連部署とも連携しながら支援を行っております。本市では、子どもの貧困対策推進事業として「東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」及び「東大阪市食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」を平成30年度より開始しております。今後も引き続き両事業を実施し子どもの居場所づ

くりを進めるとともに各機関との連携についても検討してまいります。

<継続>

#### ⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

《回答：子ども相談課》

本市では子ども家庭総合支援拠点の役割を担う子ども見守り相談センター（以下、「センター」という。）を令和2年4月に設置し、児童虐待の早期発見・早期支援と継続的な支援及び予防啓発に努めております。例年、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、街頭キャンペーンや子育て講演会、オレンジリボンウォークなどの児童虐待防止の啓発活動を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和3年度の実施も限定される中、市政だよりやウェブサイトにおける啓発記事の掲載、啓発ブースの設置に加え、オレンジリボンサイレントウォーク、オンラインによる子育て講演会の開催など新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮したあらたな活動を進めています。11月の月間に限らず、虐待の未然防止につながる取組を検討してまいります。増加する相談業務に的確に対応していくため、相談員の体制を整備し、計画的な研修の実施やセンター内でのスーパーバイズを充実させ、相談員等の専門性を高めていけるよう努めているところです。あわせて、児童虐待の早期発見と重症化を未然に防いでいくための取組を計画的に進め、センターの機能強化に努めてまいります。令和2年4月緊急事態宣言を受けて学校園の休校や外出自粛の状況下、国通知「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要対協構成機関や市内の学校園協力のもと、要支援児童の安全確認については継続して行っています。令和3年度は、学校園等の臨時休校は実施されておりませんが、コロナ禍の影響の続く中、学校園等と引き続き連携し要支援児童等の早期発見・早期支援に努めてまいります。

《回答：学校教育推進室》

教職員によるきめ細かな健康観察等により、児童生徒の状況を的確に把握し、虐待と疑われる事案を発見した場合は、学校は直ちに通告するなど、関係機関と連携した対応に努めてまいります。

<新規>

#### ⑦児童虐待の早期発見と児童の保護について

児童虐待とDV(ドメスティックバイオレンス)の問題は密接にかかわっていると考える。コロナ禍でDV問題がより深刻化されている中、市町村において、より充実した相談体制の確立とDVを担当する部署と児童虐待を担当する部署の密接な協力・情報の共有を行うこと。また、「子育て短期支援事業」において、市町村が児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようになっている。現在、児童保護施設がひっ迫状態にある中、その他の受け皿である里親数も足りていない状況である。市町村は児童相談所に依存することなく、受け皿確保のための必要な取り組みを早期に実施すること。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

本市では、平成28年度よりDV専門相談窓口を設置し、対応を進めてきました。児童虐待、DV被害者への支援のために、東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議などの場を通じて、関係機関との連携を進め、今後一層、支援の充実に努めてまいります。

《回答：子ども相談課》

DV家庭における児童虐待の問題は深刻なものであり、DVを担当する課(多文化共生・男女共同参画課)とは、個別事例の相談、ケース会議、研修等にて連携に努めています。令和3年4月1日より、子育て短期支援事業(以下「本事業」という。)において市が里親等に児童を直接委託して実施することが可能となりました。本事業における里親の活用にあたっては、里親制度を所管する大阪府と、里親並びに里親に委託される児童それぞれの安心、安全がはかれるよう、慎重に協議を重ねてまいります。

<継続>

#### ⑧小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

《回答：地域健康企画課》

小児救急については、中河内二次医療圏の小児科を標榜する救急告示認定医療機関が輪番制で対応しています。圏域内の自治体と共に大阪府に小児救急医療の確保について支援を要望し体制確保を図っています。また、大阪府医療計画に基づき小児医療の在り方について検討していくこととなっています。

<新規>

#### (6) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

新型コロナウイルス感染症が広がったこの一年半で自殺者が増加している。また、失業率と自殺者数は相関関係にあるとされ、コロナ禍の終息が見えない現状においては、さらに増加が懸念される。相談員の増員や研修制度の充実に加え、SNS などによる相談しやすい体制を早期に確立し、自殺者撲滅に向けた相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

《回答：健康づくり課》

令和元年から令和2年にかけて、大阪府では159名、本市では3名の自殺者が増加しました。コロナ禍が収まっても医療的、経済的な問題等を抱え、自死に追い詰められる人を増やさないようにしなければなりません。悩んでいる人に気づき声をかけ、じっくりと話を聴き、必要な支援につなぎ見守るゲートキーパーの養成研修を相談機関や市民に行い、一人でも多くのいのちを支えていきたいと考えております。また、従来より行っている精神保健福祉相談や厚生労働省や大阪府の行うSNS相談、いのちを支える取組を実施している関係機関の周知をホームページ等の広報を活用し取り組んでまいります。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

### (1) 指導体制を強化した教育の確保と充実について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

《回答：学校教育推進室》

スクールカウンセラーについては、令和3年度から大阪府教育庁より全小中学校に配置されております。スクールソーシャルワーカーについては現在12中学校区に拠点校配置しております。また拠点校区以外の学校からの要請を受け、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、支援を行っています。子どもの心理的ケア、子どもを取り巻く環境の改善のため、今後も引き続きスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用拡充に努めてまいります。

《回答：教職員課》

教職員の勤務時間を客観的に把握できるよう、出退勤管理システムを導入していま

す。今後も教職員の時間外勤務を減少できるよう、引き続き教職員の負担軽減や働き方改革に取り組んでまいります。また、事前任用制度の拡充については、大阪府に要望してまいります。

<継続>

### (2)奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市町村独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

《回答：学事課》

平成 29 年度より給付型奨学金制度を実施している独立行政法人日本学生支援機構への制度拡充要望に関しては、関係省庁への働きかけを検討してまいります。また、東大阪市奨学資金貸与条例、東大阪市奨学資金貸与条例施行規則において、「生活が困窮しているとき」は「市町村長の発行する非課税を証する書類、公共職業安定所長の発行する雇用保険受給資格者証等」を添えて猶予申請書を提出することにより、「返還を猶予することができる」としています。

《回答：労働雇用政策室》

若者の市内定住と市内就業の促進を目的に、平成 28 年度より令和 2 年度まで東大阪市奨学資金返還補助事業を実施いたしました。今後も奨学金制度に関しまして、労働者支援について調査、検討してまいります。

### (3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

#### ①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

《回答：人権啓発課》

ヘイトスピーチ解消法施行後、全国的に見れば減少傾向にはあるものの、依然として、差別事象は生起しており、特にインターネットを利用した悪質な事象が発生しております。本市といたしましても、ヘイトスピーチは許されないという共通認識を社会に根づかせるために、さらなる人権啓発を通じてその周知を図り、市民の理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進いたします。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて【パートナーシップ条例未設置】

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、各市町村においても条例設置をめざすこと。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

性の多様性を含めた共生社会の実現を目指し、すべての人が互いの価値観を認めあう人権尊重のまちづくりという観点から、各部局間での情報共有を進め、対応を検討してまいります。

《回答：人権啓発課》

本市人権啓発活動を行うにあたり、配慮すべき事項・効果的な方法等についての情報提供を受けて実施する等、府に対しても協力を求めていくことで、誰もが自分らしく生きることができるよう啓発の充実に努めます。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

《回答：労働雇用政策室》

就職差別をなくすため、「就職差別撤廃月間」である6月に街頭啓発活動や広報誌等でPRを行うとともに、啓発ビデオ・DVDの貸し出しを行っております。また、企業向けの人権啓発冊子「企業はいま・・・」の作成に取り組みました。東大阪市企業人権協議会や大阪企業人権協議会の取組を通じて、企業の人権意識の向上を図るとともに、公正採用選考についても、ハローワーク等、関係機関と連携し取り組んでおります。今後も広報紙やあらゆる広報媒体で就職差別や職場での人権問題の撤廃に向けて啓発に努めてまいります。

《回答：人権同和調整課》

法律の周知につきましては、現在東大阪市ホームページ上に法律条文の掲載や、市

内各施設に法律周知の啓発ポスターを掲示しております。また、部落問題をはじめ様々な人権問題をテーマとした市民人権講座の実施など周知啓発に取り組んでおり、今後も幅広い世代の市民に参加していただけるよう引き続き周知啓発に努めてまいります。

<新規>

#### (4) 財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、各市町村の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

《回答：財政課》

令和2年度普通会計決算は、様々な新型コロナウイルス感染症対策により異例の歳出規模となりましたが、国および大阪府からの新型コロナウイルス感染症対策にかかる財源を確保できたことなどから、普通会計決算における単年度収支では2億7,900万円の黒字を確保しております。また、各種財政の健全化に関する指標は、令和元年度に引き続き、全ての指標が早期健全化基準を下回っております。今後においても、国および大阪府の動向を注視すると共に、市町村の財政運営に支障が生じないように大阪府に対しても適切な財政措置を行うよう引き続き必要な働きかけを努めてまいります。

<新規>

#### (5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

《回答：情報政策課》

デジタルセーフティネットの構築は、本市においても喫緊の課題だと考えております。国の動向を把握しながら構築を目指してまいりたいと考えております。またデジタル化を進めるうえで、情報格差の解消への取組も重要な課題であると認識しております。これまでもスマートフォン教室等の実施に取り組んでまいりましたが、引き続き情報格差の解消に努めてまいります。本市が主催する会議については、可能な限りオンラインでの実施を行っております。今後もより一層の推進に努めてまいります。

<継続>

#### (6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

《回答：選挙管理委員会事務局》

コロナ禍における投票者の利便性及び投票率向上の観点から、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、3か所の期日前投票所の設置を1日前倒しで実施し、投票機会の拡大に努めました。また、本市には4か所の期日前投票所と93か所の当日投票所を設置しており、十分な投票場所を市内で確保しております。投票用紙につきましては、東大阪市選管で作成するものは、市議市長選のみですが、投票方法を記号式投票に改めると、まず投票用紙の様式変更が必要になります。本市市議会議員選挙であれば、60人前後の立候補者が予想され、投票用紙一枚に立候補者一覧を掲載するのは困難であると考えております。また、投票用紙作成後に立候補者が死亡すると、投票用紙を作成し直す必要が生じることから、リスクが大きいと考えております。滞在地における不在者投票の手続きに関しては、電子申請を導入しました。

## 5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

《回答：循環社会推進課》

「大阪府食品ロス削減推進計画」との整合性を図り、令和4年3月に策定予定の東大阪市の食品ロス削減を推進する計画を策定する中で、市民・事業者・大阪府・庁内他部局などと連携し、食品ロスの削減に努めます。

《回答：農政課》

本市で生産された農作物は、JAへの出荷が大半を占めていることから、JAと連携

して啓発に取り組んでまいります。

<継続>

#### (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

《回答：循環社会推進課》

大阪府や他自治体等の動向を注視し、フードバンクに対する支援や啓発などについて、検討を行います。

<継続>

#### (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

《回答：消費生活センター》

消費生活に関する様々な情報提供や消費者教育の実施を通じて、消費者啓発に努めてまいります。

<継続>

#### (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

《回答：危機管理室》

市では特殊詐欺被害防止対策として、大阪府警察本部、市内3警察署と連携し、市政だより・市ウェブサイトをはじめ、TwitterやFacebook等のSNSにも特殊詐欺被害防止を啓発する内容や、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺の新たな手口から被害を防止する記事等を掲載した他、アポ電といわれる詐欺電話が多数発生した時には、警察と連携し、市のTwitterやFacebook等において、注意喚起を行う

等しております。その他、特殊詐欺の被害防止や青少年の特殊詐欺への加担の危険性の周知を図るため、市と市内3警察署が協力して、啓発映像を作成し、市広報番組において放送を行い、注意喚起を行いました。今回作成した啓発映像は今後、市や警察が行う防犯教室で活用していく予定であり、市公式 YouTube にもアップしております。さらに今年度は大阪府警察本部サイバー犯罪対策課と連携し、市内の中小企業や老人センターに来られる高齢者を対象に、オンラインによる生配信で、サイバーセキュリティセミナーやインターネット犯罪被害防止教室及び特殊詐欺被害教室を計7回実施いたしました。引き続き、幅広い世代に周知できるよう、大阪府警察本部、市内3警察署と連携をして啓発に努めております。

《回答：高齢介護課》

本市では、市内在住で65歳以上の方が居住する世帯を対象に、電話機に取り付ける「通話録音装置」を無償貸与しております。

<新規>

(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

《回答：環境企画課》

東大阪市では、2020年3月に策定した「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」をあるべき将来像として掲げ、同年5月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。その実現に向け、住民に最も近い基礎自治体として、省エネ・省CO2行動への変容を促進するような取組を進めてまいります。また、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が示す2030年に向けた取組項目について、大阪府と連携し、大阪府が展開する施策・事業を市民・事業者へ周知してまいります。特に東大阪は「中小企業のまち」であり、産業界における地球温暖化対策の取組はとりわけ重要であることから、産業界との情報交換・意見交換を強化できるよう、関係部局と協議し、必要な支援策等を検討してまいります。

<新規>

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

《回答：環境企画課》

再生可能エネルギーの導入促進にあたっての調査コストや開発リスクへの対応手法につきまして、他自治体の条例や補助金制度などの研究を進めてまいります。

《回答：モノづくり支援室》

市では市内企業が取り組む付加価値の高い製品づくりを支援するため、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が実施する「高付加価値化促進事業」に対し、補助金を支出しています。市内企業が世界的な潮流である再生可能エネルギーの効率的な利用など、産学連携を含め技術開発を伴う製品づくりを行う場合にも利用が可能ですので、幅広く制度の周知を図ってまいります。

**6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】**

<継続>

(1)交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

《回答：交通戦略室》

エレベーターやエスカレーターの設置後のバリアフリー設備に対する維持・補修・更新に係る費用については、現在のところ補助を実施する予定はございません。

<継続>

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

《回答：交通戦略室》

ホームドアや可動式ホーム柵については、設置事業者や路線によって異なる課題の整理を行いながら、補助の必要性を見極めてまいります。設置後の補修にかかる費用については、現在のところ助成を実施する予定はございません。「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について、利用者全体が安全安心に利用できるよう住民の協力を得ながら検討してまいります。

<継続>

(3)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

《回答：施設指導課》

令和元年5月に大津市で起きた交通事故を受けて、令和元年度に道路の緊急点検を実施しました。また、キッズゾーンの設置にあたっては、道路の緊急点検で対策が取れなかった箇所を中心に調査を行い、令和2年度に大阪府下で初めてキッズゾーンを設置いたしました。令和2年度は16施設に対して、合計42か所に設置し、令和3年度は3施設に対して、合計7か所に設置しました。今後も園児の安全確保のため、危険箇所の注意喚起等に努めてまいります。

《回答：道路整備課》

近年、通学中の児童などが巻き込まれる車の衝突事故が全国で相次いだことを受け、通学路における児童等の安全を確保すべく、警察と連携した安全点検の結果を踏まえ、ガードレール設置等の交通安全対策を進めてまいります。

《回答：土木環境課》

今後も、市管理の道路や道路附属物の維持管理を行ってまいります。

<継続>

#### (4)防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

《回答：危機管理室》

災害発生時の避難行動の事前確認は大変重要であり、市では令和3年3月に想定最大規模降雨のハザードマップを作成し、全戸配布いたしました。さらに、市内の各自主防災会に対しては、その地域の危険箇所や避難経路等に特化した「地域版ハザードマップ」を作成及び更新をするよう働きかけております。「地域版ハザードマップ」の作成過程では、市民に自助・共助の重要性を改めて認識して頂くために、地震、風水害、避難情報、備蓄物資等に関する講演を実施し、防災対策について啓発しております。また、継続的に自主防災会が行う防災訓練を支援して市民の防災意識の向上に努めており、今後、地域の防災訓練の更なる充実のためにも、事業者の参加について自主防災会へ提案してまいりたいと考えております。併せて、地域の講演会や防災訓練において、市や気象庁が発令・発表する情報やその伝達手段等の内容をお伝えしておりますので、地域内での伝達体制を構築する旨のお願いをしております。また、コロナ禍における感染拡大期・安定期・終息期の対応など、市の様々な取組につきましては、全庁体制のもと、新型コロナウイルス感染症にかかる情報共有や感染対策及び感染拡大防止を目的として、市危機管理室を事務局とした「新型コロナウイルス危機管理対策本部会議」を設置しており、その中で状況に応じて、最大限の危機感を持ちながら、適宜検討してまいります。

《回答：地域福祉課》

避難行動要支援者名簿については、毎年1回更新し、活用方法について関係団体や地域の支援者に周知しております。今後は、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練について検討していきたいと考えております。

《回答：広報課》

災害時にホームページで住民へ情報提供を行うことは非常に重要なことだと認識しております。災害発生時には市のホームページのトップで緊急情報と認識できるよう赤枠を使用するなどしてわかりやすく表示するように努めています。また市民が必要とする情報について広報課と危機管理室で連携を取りながら素早く的確に発信を

してまいります。

<継続>

(5)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時には、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

《回答：危機管理室》

大規模な地震が発生した際には、交通の途絶が想定され、発災当初は市役所に登庁する職員数が限定される可能性もあります。そのような状況に陥った場合には、迅速な市民の安全安心の確保と行政サービスの継続的な提供を図るため、市職員が市役所へ可能な方法により直ちに参集し、業務に従事する必要があると考えております。また、これまでの大規模災害の教訓より、災害対応には近隣市町村等との連携が不可欠であることから、平時より関係強化を図ることができるよう努めてまいります。併せて大規模災害の教訓を生かすべく、毎年、防災週間（8月30日～9月5日）や防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）時において、市役所本庁舎で防災パネル展を実施しており、引き続き企業・住民への防災意識の啓発を行ってまいります。

《回答：人事課・危機管理室》

地震発生時における初期初動体制について、災害の程度により職員の参集に影響があることから、初期初動におけるマンパワーの重要性を認識しているところです。緊急時には、限られた動員のなかで、自主防災組織など地域の協力を得るとともに、他自治体の応援等も含め災害対策要員の確保に努めてまいります。

《回答：地域福祉課》

災害発生時に備え、災害ボランティアセンターと連携してまいります。

<継続>

(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

《回答：危機管理室》

災害による被害をより軽減するためには、ソフト・ハードの両面から備えることが必要ですが、土砂災害対策や治水対策などのハード整備については大阪府が実施しており、今後も一層の整備促進を要望できるよう努めてまいります。また、地域版ハザードマップは、各地域の危険箇所や避難経路等がマップ上の重要な情報であるため、それらの情報を把握している各地域の市民（自主防災会）を中心に作成したものであります。今後、必要に応じて、地域と連携を行いながら、随時更新を行い、市ウェブサイト等を通じて広報するとともに、内容のより一層の充実を図りたいと考えております。

《回答：河川課》

治水対策につきましては、河川改修事業、校庭貯留事業によるハード事業、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、開発行為等による雨水浸透阻害行為についての許認可業務をおこなっております。また土砂災害対策としましては、急傾斜地危険箇所の定期パトロールを実施しております。崩壊防止工事等ハード事業については大阪府が所管となりますので、特に危険と思われる箇所については、大阪府へ対策事業の要望を行うなど大阪府と連携し治水対策に努めてまいります。

《回答：計画課》

気候変動の影響により近年の水災害が激甚化している中、治水対策の主流は、これまでの河川、下水道等によるハード対策から、あらゆる関係者の協働による「流域治水」へと転換が図られています。本市域が含まれる寝屋川流域では、平成2年度から河川、下水道、流域（住民）が一体となった「総合治水対策」により、流域治水に先行的に取り組んでいます。本市下水道事業においては、雨水の排水能力を高めるための新たな地下トンネルである「増補管」の整備を「流域治水プロジェクト」に位置付け取り組んでいます。今後も計画的に施設整備を推進するとともに、既存施設の機能を十分に発揮できるよう適正な維持管理をしてまいります。また、市政だよりやケーブルテレビ、YouTubeなどを活用し、より伝わりやすい広報活動に取り組むなど、治

水対策に多層的に取り組んでまいります。

<継続>

## ②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

《回答：危機管理室》

近年、降雨の状況は局地化、集中化、激甚化する中で、大型台風等大規模自然災害発生時における、事業活動を休止する基準の設定等、必要な仕組みを整備することは重要であると考えております。寝屋川流域においては、災害の発生を前提として、防災関係機関（流域市、大阪府、鉄道機関、気象庁、警察、報道機関、ライフライン、国土交通省）が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を、平成30年8月に策定しております。本タイムラインでは、台風等の風水害を想定して策定しており、引き続き、寝屋川流域のみならず、様々な災害の発生を想定したタイムラインを、防災関係機関と連携を図りながら策定し、先を見越した適時的確な対応を行い、被害を最小限にしてまいりたいと考えております。また災害時には、避難所に不特定多数の方が集まり、感染リスクの高まりが予測されるため、分散避難の検討と併せて、避難される市民の皆様の感染予防を図るため、「避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」を策定しております。加えて、避難所運営においても、感染症対策が適切に講じられるよう、本市避難所配備職員を対象として、策定したマニュアルに基づく避難所実地訓練を実施いたしました。市民の皆様には不安を与えないよう、感染症対策も踏まえながら、今後も適切な災害時の対応に取り組んでまいります。

<新規>

## (7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

《回答：交通戦略室》

激甚災害時に備え、鉄道事業者と協力関係を築いてまいります。

《回答：河川課》

土砂災害対策としましては、急傾斜地危険箇所定期パトロールを実施しております。崩壊防止工事等ハード事業については大阪府が所管となりますので、特に危険と思われる箇所については、大阪府へ対策事業の要望を行うなど大阪府と連携し治水対策に努めてまいります。

<継続>

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

《回答：交通戦略室》

「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策については、行政として対策を講じてまいります。駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化については、昨今の凶悪犯罪が多発している状況を鑑み、国や府とともにどのような対策が可能か協議し、要請してまいります。また、駅構内や車内で事業者が行う防犯対策については、現在のところ補助を実施する予定はございません。

<継続>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

《回答：商業課》

交通弱者に対する取組につきましては、現在スマートフォンアプリを用いた買い物代行サービスの活用を支援しており、外出自粛のみならず移動に困難を抱える方々の買い物環境の向上につながるようサポートしております。今後も本市の消費者意識調査結果などを踏まえ、効果的な支援策を検討してまいります。

《回答：交通戦略室》

移動手段の確立については、地形や市街地の状況に関わらず全ての市民が利用できるタクシーの利用を促してまいります。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」

ム」による取組の効果については、事務局である大阪府に対して、検証を進めるよう求めてまいります。

<継続>

#### (10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

《回答：水道局総務課》

持続可能な水道事業を実現するため、技術職員の継続採用に努め、人材の確保と技術の継承を図ると共に、人材育成のために必要な研修の積極的な受講や、他市との技術連携等を活用して技術の向上に努めるとともに、適正な勤務条件や職場環境の整備に取り組み、職員の労働環境の改善に努めてまいります。また、本市の水道事業は、令和3年3月に策定した「ひがしおおさか水道ビジョン2030」に基づき事業経営に取り組んでおります。この新水道ビジョンの策定にあたっては、市民へのアンケート調査、学識経験者と市民参加による懇話会及びパブリックコメントを実施し、ウェブサイトにも関連情報を掲載しております。なお、本市水道事業におけるコンセッション制度の導入については、現在のところ検討しておりません。

## 7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【13項目】

### (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

#### ① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

《回答：地域健康企画課》

新型コロナウイルス感染症患者受入れの病床確保については、大阪府が感染動向から病床確保計画を基に府内病院に病床確保を要請しています。市内病院においても複数の病院が要請に応じて病床を確保し医療提供しています。当市では、市立東大阪医療センターを中心に市内全病院の病院長等との意見交換の機会を持ち、新型コロナウ

ウイルス感染症に加え救急医療等一般医療の提供状況も共有し、連携して医療提供ができるよう努めているところです。地域の課題については大阪府と共有し課題解消に向け取り組んでまいります。

<継続>

### ②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

宿泊療養事業におきましては大阪府が実施している事業となります。本市感染者を受け入れる療養施設の病床、客室に関しましても大阪府と連携しながら確保しております。当該施設に関しましては、医師の配置や医療機関との連携をとり、宿泊患者の急な容体悪化に対応できる環境が整えられております。引き続き感染状況をしっかり把握し、本市感染者の療養先が十分に確保できるよう努めてまいります。

<継続>

### ③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

高齢者施設、福祉施設の従業員、利用者で症状がある方が対象となるスマホ検査センターの運用、高齢者施設の従業員が対象の高齢者施設集中的検査の運用が開始されており、クラスター発生を未然に防げるよう対策を講じております。PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行えるよう、感染状況を把握しつつ、今後も努めてまいります。

<新規>

#### ④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っている。さらに、公共交通機関（電車・バス・タクシー）は抗ウイルス・抗菌施工等を実施している。このような感染防止対策に係わる費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

《回答：地域健康企画課》

医療機関の感染防止対策に係わる医療資材の確保状況等は厚生労働省の「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を用いて把握されており、不足する物資については医療機関の要望に応じ提供されています。また、新型コロナウイルス感染症対応のための施設整備等に対する各種補助金は大阪府より適宜示されています。現時点で東大阪市独自の助成を実施する予定はありません。

《回答：高齢介護課》

本市では、感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下新型コロナウイルス感染症への感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために支出する、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行っています。また、換気設備の設置等の整備につきましては、大阪府の補助金を活用し、支援する事業を実施しております。今後も引き続き事業所等に活用していただけるよう周知に努めてまいります。

《回答：保育課・施設給付課》

公立保育所、公立幼保連携型認定こども園においては、感染防止のために消毒液やパーテーション等の消耗品を必要に応じて購入しております。また、令和元年度より令和3年度まで毎年度、民間認可保育施設、病児保育施設、つどいの広場、ファミリー・サポート・センターに対して感染防止のために必要となる備品の購入や施設の消毒等の費用に対する補助を実施しております。

《回答：産業総務課》

感染防止対策につきましては、国や大阪府が示している感染対策や、給付金などの情報提供に努めているところです。また、相談窓口につきましては、産業総務課にて中小企業診断士による無料の相談窓口を開設しており、新しい生活様式に対応した事業展開など、専門家による相談体制を構築しております。

《回答：交通戦略室》

公共交通機関の感染防止対策に係る費用の助成については、令和2年度、東大阪市

において「公共交通感染拡大防止対策補助事業」として実施いたしました。令和3年度は、大阪府において、感染防止対策に対する支援が実施されます。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置発令時には、市政日より、市ウェブサイト、市広報番組、公式 SNS 等、あらゆる広報媒体を活用し、その時々により市が市民に周知すべき情報の発信に努めるとともに、「新しい生活様式」の徹底など市民への行動変容に関するお願いをしてまいりました。今後も同様の事態が発生した際には、市民の皆さまに意識と行動変容を促すよう、数値やデータなども活用し、丁寧な情報発信に努めてまいります。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について①

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

《回答：新型コロナウイルスワクチン接種事業課》

一日でも早く、希望される市民の皆様に新型コロナウイルスワクチンを接種できるようワクチンの確保に努めるとともに、供給量に応じて接種できる体制を確保し、ワクチン接種を進めてまいります。また、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる安全性や副反応等の情報につきましては、国や府とも連携し、市政日より市ウェブサイト等を活用して周知に努めてまいります。

<新規>

⑦ワクチン接種体制の強化について②

ワクチンの異物混入及び保管状態により接種できないといったケースや3・4回接種した人もいるとのことだが、ワクチンの受入れ及び保管体制や、接種管理状況について各市町村の防止対策はどうなっているのか。また、ワクチン接種が重症化リスクの低減に効果が認められていることから、国は今後出現しうる変異株への懸念などを考慮して「ブースター接種」を了承し、まず、医療従事者や高齢者に接種を開始するとしている。各市町村は「ブースター接種」に対する考え方及び対応をどう考えているのか。

《回答：新型コロナウイルスワクチン接種事業課》

異物混入につきましては、国からの通知を各集団接種会場において共有し、接種前

にバイアル内を十分確認するよう徹底しており、ワクチンの入った冷凍庫や冷蔵庫につきましても、適切な温度管理や電源の確保を定期的を確認し、在庫量の確認も日々行っております。個別医療機関に対しても同様の注意喚起を行っております。国から示されております追加接種につきましても、遅滞なく実施できるよう接種券の発送準備や会場の確保等に現在取り掛かっているところです。

<新規>

#### ⑧保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

《回答：地域健康企画課》

保健所は地域における健康危機管理の拠点としても位置付けられていることから、新興感染症や大規模災害等の健康危機発生時においても保健所機能を維持できるよう人員や各種資機材の確保等の体制整備に努めてまいります。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

保健所職員体制については新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、柔軟に対応できるよう関係部署と連携してまいります。

<継続>

#### ⑨感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

《回答：人権啓発課》

コロナ差別にかかる人権啓発として、従来の手法を活かした啓発活動を展開するとともに、エッセンシャルワーカーのみなさまに市民からの応援メッセージを届ける「こころほっとプロジェクト」を立ち上げ、市民団体とともに取り組んでおります。今後も社会状況に合わせて、新型コロナウイルス感染症の収束まで継続的に人権啓発事業等を実施してまいります。

《回答：新型コロナウイルスワクチン接種事業課》

新型コロナウイルスワクチンの接種は、強制ではないこと、予防接種による感染症

予防の効果と副反応のリスクの双方があることについてご理解いただけるよう引き続き周知に努めてまいります。接種を受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。また、ワクチン接種を受けていない方々に対して、差別や不利益な扱いが行われないよう、今後も市政だよりや市のウェブサイト等の広報媒体を用いて、広く市民の方への啓発を進めてまいります。

## (2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

### ①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

《回答：労働雇用政策室》

雇用調整助成金の特例措置やその他助成金・支援金の継続については、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、必要に応じて国等に要望してまいります。

<新規>

### ②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

《回答：産業総務課》

新型コロナウイルス感染症に伴う給付金などの情報につきましては、市政だよりや中小企業だよりなどの紙媒体での発信に加え、本市のホームページにおいても特設欄にて掲載するなど、幅広い周知に努めているところです。また、各支援制度の活用につきましては、迅速に手続きが行えるよう、適切な相談窓口の案内や、中小企業診断士によるサポートを実施しております。

<新規>

### ③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

《回答：生活支援課》

令和2年度以降生活困窮者からの相談件数が増えており、今後も自立相談の継続利用者の増加が見込まれます。自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施により対象者が抱える諸問題に対し包括的な支援ができるよう、窓口体制の強化及び事業の周知に努めます。また、住居確保給付金申請につきましては、ウェブサイト等での広報に加え、申請書一式を市ホームページへアップロードし郵送での受付を行うなど周知と利用促進の取組を続けています。住居確保給付金以外の制度についても、相談された方に対して丁寧に説明と案内を行っています。支援制度の国への要望も含めた対応につきましては、関係機関と情報共有し協議いたします。

《回答：子ども家庭課》

ひとり親家庭の相談を受ける際には丁寧に聞き取りをし、活用できる制度の情報提供を行う等の支援を引き続き実施してまいります。

<新規>

### ④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

《回答：産業総務課》

新型コロナウイルス感染症による影響は長期化しており、企業の資金繰りにも大きな影響が出ていることから、各種給付金の創設など、適切な支援体制の構築について国に要望してまいります。